

第1回 政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議 事項書

令和8年3月6日
601特別委員会室

- 1 座長及び副座長等の確認について
- 2 会議の運営について
- 3 旅費の支出基準の改定に伴う政務活動費ガイドラインの改正について
- 4 今後の進め方等について
- 5 その他

＜配付資料＞

- 資料1 政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議名簿
- 資料2 「政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議」の
設置について
- 資料3 政務活動費ガイドラインの改正について
- 資料4 意見報告シート

政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議名簿

役 職	名 前	会 派 名
座 長	田中 智也 議員	新政みえ
副座長	石垣 智矢 議員	自由民主党
委 員	川 口 円 議員	新政みえ
委 員	喜田 健児 議員	新政みえ
委 員	石田 成生 議員	自由民主党
委 員	辻内 裕也 議員	自民党県議団
委 員	長田 隆尚 議員	草 莽
委 員	今井 智広 議員	公明党
委 員	吉田 紋華 議員	日本共産党
委 員	難波 聖子 議員	参政党

「政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議」 の設置について

令和 8 年 2 月 1 7 日の議会改革推進会議役員会において、政務活動費のガイドラインの見直しにあたり、議会改革推進会議で検討を行うことが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議

2 目的

- ア 宿泊費を実費支給とすることに伴うガイドラインの改正
(令和 8 年 4 月 1 日施行)
- イ 各会派に照会し、提出された論点
- ウ その他 (ガイドライン策定時に参考とした資料が更新されていない)

3 構成

- (1) 1 0 名の委員で構成する。
(新政みえ 3 名、自由民主党 2 名、自民党県議団 1 名、草莽 1 名、
公明党 1 名、日本共産党 1 名、参政党 1 名)
- (2) 正副座長については、議会改革推進会議役員から選出する。

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

政務活動費ガイドラインの改正について（案）

1 改正理由

政務活動費による旅費の支出基準について、議員旅費条例の支出基準に準じる必要がある。議員旅費条例の改正に伴い、政務活動費ガイドラインを改正する。

2 改正内容

（1）宿泊費

宿泊費を定額支給から都道府県ごとの上限付き実費支給に改める。

上限額は国家公務員等の旅費支給規程の基準額別表第二の一表の都道府県の区分に応じた内閣総理大臣等の欄に掲げる額。（公務出張と同様）

請求に領収書の添付が必要となり、「宿泊証明書」が不要となる。

（2）宿泊手当（新設）

国内では定額 2, 4 0 0 円

宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用として、国家公務員等の旅費支給規程の別表第三の一の表に掲げる額

ただし、宿泊費に夕朝食代が含まれている場合や食事の提供があった場合は減額調整を行う。

※夕朝食どちらか一方の提供→支給額は 1, 6 0 0 円

※夕朝食両方の提供→支給は 8 0 0 円

※宿泊手当が新設されたことに伴い、「食卓料」は廃止。

（3）政務雑費等

政務雑費（有料道路代、駐車場代、タクシー代）は、旅費に含まれることとなったため、ガイドラインから政務雑費を削除。

レンタカー代は従来、視察等に要する旅費に含まれるものとして運用していたが、議員旅費条例の改正に伴い、旅費として明記されたことからガイドラインに記載。

（4）海外における活動費用の基準

令和 7 年 3 月 31 日付け総務部長通知「外国旅行の旅費の取扱いについて」は、令和 7 年度から海外政務活動の参考として取り扱うよう通知済みのものをガイドラインに反映。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

政務活動費ガイドライン修正箇所一覧

頁	内容	項目
P7	「旅費（政務雑費を除く）」を「鉄道賃、船賃、航空費、バス賃」に改める。	(3)
	「宿泊を伴う場合は宿泊証明書等」を削除。	(1)
P10	「旅費（政務雑費を除く）」を「鉄道賃、船賃、航空費、バス賃」に改める。	(3)
P11	「②宿泊を伴う場合の証明書類」の記述を削除。	(1)
P12	参考様式1「宿泊証明書」を削除。	(1)
P20	「公共交通機関運賃・・・実費」を「鉄道賃、船賃、航空費・・・実費とします。」に改める。	(3)
	「宿泊料」を「宿泊費」に修正。 「宿泊費」が上限付き実費支給となる説明を記載。	(1)
	「宿泊手当」の説明を記載。	(2)
	「③ 政務雑費」を「④ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代」に改める。	(3)
	「③ 政務雑費」の注意書きを改める。	(3)
	「公共交通機関運賃」を「鉄道賃、船賃、航空賃」に改める。	(3)
	「宿泊料」を「宿泊費」に、「甲地方15,500円／泊、乙地方14,200円／泊」を「上限付き実費支給」に改める。	(1)
	「宿泊手当」の説明を記載。	(2)
	「③ 公務雑費」を「④ その他の交通費（バス運賃、タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代）」に改める。	(3)
	「※ 公務雑費は、有料道路代、駐車場代及びタクシー代です。」を「※ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代は、公務のため特に必要とするものに限る。」に改める。	(3)
	「【参考：職員等の旅費に関する条例の基準】」を削除。	(3)
	「定額又は実費で支給するか、」を削除。	(1)
P22	総務部長通知「外国旅行の旅費の取扱いについて」の令和7年3月31日付け改正を反映。 「日当及び宿泊料」を「宿泊費、宿泊手当等」に改める。	(1) (4)
	「甲地方15,500円／泊、乙地方14,200円／泊」を「上限付き実費」に改める。	(1)
P26	③「タクシー代、駐車場代は、政務雑費欄に記載」を「タクシー代、駐車場代、レンタカー代は、運賃等欄に記載」に改める。	(3)

	④「宿泊費等の加算・減算が必要な場合は、領収書等を添付する。」を、「宿泊費等の加算が必要な場合は、加算額欄に記載する」に改める。	(1)
	⑤「政務雑費の有料道路代は」を「有料道路代は」に改める。	(3)
P27	「(ア) 宿泊証明書の写し」を「(ア) 宿泊施設の領収書の写し」に改める。	(1)
P28 ～	記載例の様式中、「政務雑費」を削除し、「宿泊手当」を記載。	(2) (3)
	記載例の様式中、「加減額」を「加算額」に改める。	(1)
	記載例の様式中、「 円× 泊」の記載を削除。	(1)
	記載例の様式中、吹き出しコメントを修正	(1) (2) (3)

政務活動費ガイドライン新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
P6	Ⅲ 政務活動費の実務		
	１ 概要		
	(１)～(６) 省略		
	(７) 収支報告書等の提出 会派及び議員は、４月３０日までに収支報告書に証拠書類等を添付して、議長に提出しなければなりません。(条例第１１条第４項関係)		
	※ 年度途中で会派の解散や議員の辞職等があった場合は、その翌日から３０日以内に提出しなければなりません。		
	※ 四半期の途中で会派の解散や議員の辞職等があった場合、月の初日の場合は当月から、月の途中の場合は翌月からの当該四半期分を、知事が発行する戻入通知書により、その発行日から２５日以内の指定のある日までに返納しなければなりません。		
P7	※ 添付すべき書類は、 ○ <u>旅費(政務雑費を除く)</u> 以外の科目の支出についてはすべての領収書その他の証拠書類等 ○ 旅費については旅費等支出計算書 ○ 議長が別に定める書類（１件１万円以上の印刷費の成果品、県外かつ宿泊を伴う政務活動の報告書、年度の活動概要） ○ <u>宿泊を伴う場合は宿泊証明書等</u>	※ 添付すべき書類は、 ○ <u>鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃</u> 以外の科目の支出についてはすべての領収書その他の証拠書類等 ○ 旅費については旅費等支出計算書 ○ 議長が別に定める書類（１件１万円以上の印刷費の成果品、県外かつ宿泊を伴う政務活動の報告書、年度の活動概要） ○ <u>(削除)</u>	○ 議員旅費条例から「公務雑費」がなくなり、旅費に含められたことから「政務雑費」を削除する。 ○ 宿泊費は領収書に基づく上限付き実費支給となるため、「宿泊証明書等」は削除する。
	(８)～(１０) 省略		
P10	３ 収支報告書に添付する証拠書類等		
	(１) 領収書等の写し（条例第１１条第４項） 原則として、 <u>旅費(政務雑費を除く)</u> 以外の科目の支出についてはすべての領収書等の写しを添付します。	(１) 領収書等の写し（条例第１１条第４項） 原則として、 <u>鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃</u> 以外の科目の支出についてはすべての領収書等の写しを添付します。	
	(２) その他の証拠書類等（施行規程第９条第１項） 次のものについては、領収書の写しに替えて①または②の写しを添付できます。	(２) その他の証拠書類等（施行規程第９条第１項） 次のものについては、領収書の写しに替えて①または②の写しを添付できます。	
	① 旅費及び付随する経費については規程様式第１０号の旅費等支出計算書 旅費は１旅行行程を１件として作成します。 ただし、有料道路を利用した場合 現金支払いの場合：領収書 ETC 利用の場合：利用区間と金額が明示されている高速道路会社等が発行する利用証明書又は利用区間と金額が明示されているクレジット会社が発行する請求明細書 タクシー代、駐車場代、付随する経費についても領収書が必要です。	① 旅費及び付随する経費については規程様式第１０号の旅費等支出計算書 旅費は１旅行行程を１件として作成します。 ただし、有料道路を利用した場合 現金支払いの場合：領収書 ETC 利用の場合：利用区間と金額が明示されている高速道路会社等が発行する利用証明書又は利用区間と金額が明示されているクレジット会社が発行する請求明細書 タクシー代、駐車場代、付随する経費についても領収書が必要です。	
	② 領収書を徴しがたい場合 規程様式第１１、１２号の支払確認書	② 省略	
P11	(５) 条例、施行規程に定めは無いが添付すべき書類 ① 政務活動費以外の経費と按分した場合の按分根拠、按分率、按分後の計上額を記載した書面 他県等の訴訟で必ず問題になるのが、この按分の取扱いです。特に条例や施行規程での規定はありませんが、按分をした経費に係る領収書への必須添付書類と理解し、必ず作成することになります。 A４サイズの台紙の余白がある場合は、余白に按分根拠、按分率、按分後計上額を記載しても	(５) 条例、施行規程に定めは無いが添付すべき書類 ① 省略	

政務活動費ガイドライン新旧対照表

頁	現行	修正案	備考												
P12	かまいません。 ② 宿泊を伴う場合の証明書類 カラ出張防止の観点から、宿泊については、証明できる書類を添付することで、各会派で合意しました。 政務活動費から宿泊費を支出する場合には、次のいずれかのものを旅費等支出計算書に添付します。 ア 宿泊の領収書 イ 宿泊証明書（参考様式第1） ウ 宿泊先でイの宿泊証明書と同様の内容が記載された宿泊先所定の証明書 （参考様式第1） <table><tr><td colspan="2">宿 泊 証 明 書</td></tr><tr><td>宿泊者氏名</td><td></td></tr><tr><td>宿 泊 日</td><td>年 月 日から 泊</td></tr></table> 上記のとおり宿泊したことを証明します。 年 月 日 宿泊施設名 印 ※ 上記様式は、政務活動用務で宿泊を要した場合に、宿泊先で発行を依頼し、旅費等支出計算書に添付するものとする。 ※ 宿泊先で同様の内容が記載された宿泊先所定の証明書がある場合は、それをもって代えることができる。	宿 泊 証 明 書		宿泊者氏名		宿 泊 日	年 月 日から 泊	② 宿泊を伴う場合の証明書類 カラ出張防止の観点から、宿泊については、証明できる書類を添付することで、各会派で合意しました。 政務活動費から宿泊費を支出する場合には、次のいずれかのものを旅費等支出計算書に添付します。 ア 宿泊の領収書 イ 宿泊証明書（参考様式第1） ウ 宿泊先でイの宿泊証明書と同様の内容が記載された宿泊先所定の証明書 （参考様式第1） <table><tr><td colspan="2">宿 泊 証 明 書</td></tr><tr><td>宿泊者氏名</td><td></td></tr><tr><td>宿 泊 日</td><td>年 月 日から 泊</td></tr></table> 上記のとおり宿泊したことを証明します。 年 月 日 宿泊施設名 印 ※ 上記様式は、政務活動用務で宿泊を要した場合に、宿泊先で発行を依頼し、旅費等支出計算書に添付するものとする。 ※ 宿泊先で同様の内容が記載された宿泊先所定の証明書がある場合は、それをもって代えることができる。	宿 泊 証 明 書		宿泊者氏名		宿 泊 日	年 月 日から 泊	○宿泊費は領収書に基づく上限付き実費支給となるため、「② 宿泊を伴う場合の証明書類」の記述及び参考様式は削除
宿 泊 証 明 書															
宿泊者氏名															
宿 泊 日	年 月 日から 泊														
宿 泊 証 明 書															
宿泊者氏名															
宿 泊 日	年 月 日から 泊														

政務活動費ガイドライン新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
P20	（１）旅費の支出基準 政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にするものとします。 なお、行程及び料金については、政務活動の実態に応じた行程及び料金とします。 ① <u>公共交通機関運賃・・・実費</u> ② <u>宿泊料・・・甲地方１５，５００円／泊、乙地方１４，２００円／泊を定額としますが、定額以内の実費でも可。</u> ※ <u>甲地方は、職員等の旅費に関する条例で規定する地域（東京都特別区、大阪市、堺市、名古屋市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、京都市、神戸市、広島市、福岡市）をいいます。乙地方は、その他の地域をいいます。</u> ※ <u>宿泊料の考え方は１泊２食分です。</u> ③ <u>政務雑費・・・実費とします。</u> ※ <u>政務雑費は、目的地内を移動するために必要やむを得ない場合に利用するタクシー代、駐車場代、有料道路代となります。</u> なお、目的地内とは行き先の市町村内、東京都の場合は 23 区内です。 ＜タクシーの利用例＞ ・他に利用できる交通手段がない、または他に交通手段があっても運行本数が少なく、タクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合 ・訪問箇所が多数あり、時間的にタクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合 ・その他、タクシーの利用を相当とする合理的理由がある場合 ④ <u>車賃・・・２３円／キロメートルとします。</u> ※ <u>自家用車を使用した旅費の計算に使用します。移動距離に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。</u> 【参考：三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の基準】 ① <u>公共交通機関運賃　・・・　実費</u> ② <u>宿泊料　・・・　甲地方１５，５００円／泊、乙地方１４，２００円／泊</u> ③ <u>公務雑費　・・・　実費</u> ※ <u>公務雑費は、有料道路代、駐車場代及びタクシー代です。</u> 【参考：職員等の旅費に関する条例の基準】 ④ <u>車賃　・・・　２３円／キロメートル</u> ※ <u>１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u> 旅費の支出については、<u>定額又は実費で支出するか、</u>一定の基準で整理されていることが望ましく、年度を通じて同一の運用をすることが望ましい。 （２）～（３）省略	（１）旅費の支出基準 政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にするものとします。 なお、行程及び料金については、政務活動の実態に応じた行程及び料金とします。 ① <u>鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃・・・実費とします。</u> ② <u>宿泊費・・・上限付き実費とします。</u> ※ <u>上限額は、「国家公務員等の旅費支給規程」の基準額別表第二の一表の区分の欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の職務の級が内閣総理大臣等の欄に掲げる額となります。</u> ③ <u>宿泊手当・・・２，４００円／夜</u> ※ <u>宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用として、「国家公務員等の旅費支給規程」の別表第三の一の表に掲げる額（２，４００円）となります。</u> <u>ただし、次の場合は額が減額されます。</u> <u>宿泊費について、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合</u> <u>・・・別に定める額の３分の２（１，６００円）</u> <u>宿泊費について、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合</u> <u>・・・別に定める額の３分の１（８００円）</u> ④ <u>タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代・・・実費とします。</u> ※ <u>タクシー代は、目的地内を移動するために特に必要とする場合に利用することができます。</u>なお、目的地内とは行き先の市町村内、東京都の場合は 23 区内です。 ＜タクシーの利用例＞ ・他に利用できる交通手段がない、または他に交通手段があっても運行本数が少なく、タクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合 ・訪問箇所が多数あり、時間的にタクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合 ・その他、タクシーの利用を相当とする合理的理由がある場合 ⑤ <u>車賃・・・２３円／キロメートルとします。</u> ※ <u>自家用車を使用した旅費の計算に使用します。移動距離に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。</u> 【参考：三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の基準】 ① <u>鉄道賃、船賃、航空賃　・・・　実費</u> ② <u>宿泊費　・・・　上限付き実費支給</u> ③ <u>宿泊手当　・・・　宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用（一夜あたりの定額）</u> ④ <u>その他の交通費（バス運賃、タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代）</u> <u>・・・　実費</u> ※ <u>タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代は、公務のため特に必要とするものに限る。</u> ⑤ <u>その他の交通費（車賃）　・・・　２３円／キロメートル</u> ※ <u>１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u> 旅費の支出については、<u>定額又は実費で支出するか、</u>一定の基準で整理されていることが望ましく、年度を通じて同一の運用をすることが望ましい。 （２）～（３）省略	○議員旅費条例で例によるとされる職員旅費条例の旅費種目に合わせて支出基準を記載 ○宿泊費が上限付き実費支給となることの説明 ○宿泊手当の説明 ○「政務雑費」を削除し、議員旅費条例で例によるとされる職員旅費条例の「その他交通費」に位置付けられている旅費種目を記載。 ○注意書きを改め、「やむを得ない場合」を職員旅費条例の記載に合わせて「特に必要とする場合」に修正 ○議員旅費条例で例によるとされる職員旅費条例の基準を記載 ○宿泊費が上限付き実費支給となったため削除

政務活動費ガイドライン新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
P22	③ 海外における活動費用の基準について 航空旅客運賃は実費とし、ビジネスクラスを上限とする。 <u>日当及び宿泊料</u>については、<u>平成 15 年 3 月 17 日付け総務局長出納局長通知</u>の「外国旅行の旅費の取扱いについて（通知）」を参考とする。 また、政務活動以外の日程が含まれる場合は、厳密な費用の按分が必要となります。	③ 海外における活動費用の基準について 航空旅客運賃は実費とし、ビジネスクラスを上限とする。 <u>宿泊費、宿泊手当等</u>については、<u>令和 7 年 3 月 31 日付け総務部長通知</u>の「外国旅行の旅費の取扱いについて（通知）」を参考とする。 また、政務活動以外の日程が含まれる場合は、厳密な費用の按分が必要となります。	○総務部長通知の「外国旅行の旅費の取扱いについて（通知）」が改正されたため修正
P22	5 政務活動費の支出の可否 （１）旅費 ① 省略 ② 宿泊費の実費加算 宿泊費の支給額は、<u>甲地方 1 5, 5 0 0 円／泊、乙地方 1 4, 2 0 0 円／泊</u>です。実際の宿泊費が、これ以上であったとしても、原則として加算は認められません。ただし、個人での選択の余地が無い場合は、加算が認められます。 （例 1）研修会等で主催者側から宿泊先が指定されている場合は、差額を加算できます。ただし、あまりにも高額な場合は、その研修会等への参加の必要性を問われる可能性がありますので、注意が必要です。 （例 2）天災等を除き、「急に宿泊を要することとなり、宿泊したところがたまたま高かった」などの理由は認められません	5 政務活動費の支出の可否 （１）旅費 ① 省略 ② 宿泊費の実費加算 宿泊費の支給額は、<u>上限付き実費</u>です。実際の宿泊費が、これ以上であったとしても、原則として加算は認められません。ただし、個人での選択の余地が無い場合は、加算が認められます。 （例 1）研修会等で主催者側から宿泊先が指定されている場合は、差額を加算できます。ただし、あまりにも高額な場合は、その研修会等への参加の必要性を問われる可能性がありますので、注意が必要です。 （例 2）天災等を除き、「急に宿泊を要することとなり、宿泊したところがたまたま高かった」などの理由は認められません	○宿泊費が上限付き実費支給となったため修正
P26	6 記載例等 （１）旅費等支出計算書 記載にあたっては、次の事項に注意が必要です。 ① 運賃等は、会社（ＪＲ、近鉄、三交バス、ＡＮＡ、ＪＡＬなど）別に乗車区間を記載する。 ・ＪＲ、近鉄など鉄道やバス等については領収書の添付は不要。 ② 航空運賃については、実費とし、領収書等の添付は申し合わせにより不要ですが、必ず保管が必要です。 ③ タクシー代、駐車場代は、<u>政務雑費欄</u>に記載し、領収書等を添付する。 ④ 宿泊費等の加算・<u>減算</u>が必要な場合は、<u>領収書等を添付する</u>。 ⑤ <u>政務雑費</u>の有料道路代は運賃等欄に記載する。 ・旅費（運賃等 1）欄にインターチェンジ名を記載する。 ・実費額を計上する。 ・現金払いの場合は、領収書を旅費等支出計算書の次ページの白紙に貼付する。 ・ETC 利用の場合は、高速道路会社等が発行する利用証明書又はクレジット会社が発行する	6 記載例等 （１）旅費等支出計算書 記載にあたっては、次の事項に注意が必要です。 ① 運賃等は、会社（ＪＲ、近鉄、三交バス、ＡＮＡ、ＪＡＬなど）別に乗車区間を記載する。 ・ＪＲ、近鉄など鉄道やバス等については領収書の添付は不要。 ② 航空運賃については、実費とし、領収書等の添付は申し合わせにより不要ですが、必ず保管が必要です。 ③ タクシー代、駐車場代、<u>レンタカー代</u>は、<u>運賃等欄</u>に記載し、領収書等を添付する。 ④ 宿泊費等の加算・減算が必要な場合は、<u>加算額欄</u>に記載する。 ⑤ 政務雑費の有料道路代は運賃等欄に記載する。 ・旅費（運賃等 1）欄にインターチェンジ名を記載する。 ・実費額を計上する。 ・現金払いの場合は、領収書を旅費等支出計算書の次ページの白紙に貼付する。 ・ETC 利用の場合は、高速道路会社等が発行する利用証明書又はクレジット会社が発行する	○「政務雑費」を削除。 タクシー代、駐車場代は「運賃等」となる。 ○宿泊費が定額でなく、上限付き実費支給となったため「減算」を削除。 なお、宿泊場所の指定があったときは上限額を超える加算が可能。 ○「政務雑費の」を削除。

政務活動費ガイドライン新旧対照表

頁	現行	修正案	備考
	請求明細書を、最後のページに一括して添付する。 ⑥ 付随する経費は原則、領収書を添付すること。 ・領収書を徴しがたい場合は規程様式第 1 1、 1 2 号の支払確認書を添付すること。 ⑦ 手土産代については、1 調査先につき 3, 0 0 0 円（税別）を目安とする。 ⑧ その他については、支出内容を記載し、原則、領収書を添付すること。 ・領収書を徴しがたい場合は規程様式第 1 1、 1 2 号の支払確認書を添付すること。 ⑨ 主催者からの案内状、招待状等がある各種会議、会合、式典等へ参加する場合は、その写しを添付することにより、旅費等支出計算書の「用務」欄への記載はその行事名だけの記載で可とします。	請求明細書を、最後のページに一括して添付する。 ⑥～⑨ 省略	

頁	現行	修正案	備考
P27	想定事例 1 ① 調査研究費（先進地視察（手土産有）の事例） ア 用 務：先進地視察（環境森林税） イ 日 程：令和●●年５月３０日（水）～３１日（木） ウ 研修会内容：３０日 高知県議会 ３１日 岡山県議会 エ 場 所：高知県議会及び岡山県議会 オ 手 土 産：１カ所１，５００円（箱入りお菓子） カ 種 別：会派分 調査研究費 キ 議員住所地：議員Ａ 尾鷲市（尾鷲駅まで片道１０ｋｍ） 議員Ｂ 津市（榑原温泉口駅まで片道１０ｋｍ） ク そ の 他：参加者２名 ② 想定事例１で整理すべきもの ア 旅費等支出計算書（議員Ａ、議員Ｂそれぞれ作成） イ アに添付する証拠書類等 （ア）<u>宿泊証明書の写し</u> ウ 政務活動報告書（連名で１つにして作成） ③ 想定事例１の旅費等支出計算書の記載例	② 想定事例１で整理すべきもの ア 旅費等支出計算書（議員Ａ、議員Ｂそれぞれ作成） イ アに添付する証拠書類等 （ア）<u>宿泊施設の領収書の写し</u> ウ 政務活動報告書（連名で１つにして作成） ③ 想定事例１の旅費等支出計算書の記載例 省略	○宿泊費は領収書に基づく上限付き実費支給となるため、「宿泊証明書の写し」の記述は削除し、修正

頁	現行	修正案	備考																
P28	(記載例 1 : 会派分政務活動→議員 A 分) 第 1 0 号様式 (第 9 条第 1 項第 2 号関係) 旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 調査研究費) <table><tr><td>旅 行 者 職 氏 名</td><td>三重県議会議員 ●● ●●</td></tr><tr><td>用 務</td><td>環境森林税に関する調査</td></tr><tr><td>日 程 及 び 行 き 先</td><td>令和●●年 5 月 3 0 日 ~ 令和●●年 5 月 3 1 日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市) 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会</td></tr><tr><td>支 出 内 訳</td><td>1 旅費 57, 7 2 0 円 (運賃等 1 JR : 尾鷲←→松阪 (特急) 6, 2 2 0 円) (運賃等 2 近鉄 : 松阪←→鶴橋 (特急) 5, 6 0 0 円) (運賃等 3 JR : 鶴橋←→高知 1 2, 0 4 0 円) (運賃等 4 とさでん路面電車 : 高知駅前←→県庁前 4 0 0 円) (運賃等 5 新幹線 : 新大阪←→岡山 (グリーン) 1 0. 5 6 0 円) (運賃等 6 JR 特急 : 岡山←→高知 (グリーン) 7, 4 4 0 円) (自家用車使用 2 3 円 × 2 0 k m = 4 6 0 円) (宿泊費 1 4, 2 0 0 円 × 1 泊 = 1 4, 2 0 0 円) (政務雑費 駐車場代 8 0 0 円) (加減額 1) 円) (加減額 2) 円) (加減額 3) 円) 2 付随する経費 3, 0 0 0 円 (参加費、資料代等) 円) (手土産代 1, 5 0 0 円 × 2 箇所 = 3, 0 0 0 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円) 領収書の添付が必要。 タクシー代は、やむを得ず利用 した理由を () 書きで併せて 記載する。 土産代は、購入した議員がまとめ て記載する。 領収書の添付が必要。</td></tr></table>	旅 行 者 職 氏 名	三重県議会議員 ●● ●●	用 務	環境森林税に関する調査	日 程 及 び 行 き 先	令和●●年 5 月 3 0 日 ~ 令和●●年 5 月 3 1 日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市) 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会	支 出 内 訳	1 旅費 57, 7 2 0 円 (運賃等 1 JR : 尾鷲←→松阪 (特急) 6, 2 2 0 円) (運賃等 2 近鉄 : 松阪←→鶴橋 (特急) 5, 6 0 0 円) (運賃等 3 JR : 鶴橋←→高知 1 2, 0 4 0 円) (運賃等 4 とさでん路面電車 : 高知駅前←→県庁前 4 0 0 円) (運賃等 5 新幹線 : 新大阪←→岡山 (グリーン) 1 0. 5 6 0 円) (運賃等 6 JR 特急 : 岡山←→高知 (グリーン) 7, 4 4 0 円) (自家用車使用 2 3 円 × 2 0 k m = 4 6 0 円) (宿泊費 1 4, 2 0 0 円 × 1 泊 = 1 4, 2 0 0 円) (政務雑費 駐車場代 8 0 0 円) (加減額 1) 円) (加減額 2) 円) (加減額 3) 円) 2 付随する経費 3, 0 0 0 円 (参加費、資料代等) 円) (手土産代 1, 5 0 0 円 × 2 箇所 = 3, 0 0 0 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円) 領収書の添付が必要。 タクシー代は、やむを得ず利用 した理由を () 書きで併せて 記載する。 土産代は、購入した議員がまとめ て記載する。 領収書の添付が必要。	(記載例 1 : 会派分政務活動→議員 A 分) 第 1 0 号様式 (第 9 条第 1 項第 2 号関係) 旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 調査研究費) <table><tr><td>旅 行 者 職 氏 名</td><td>三重県議会議員 ●● ●●</td></tr><tr><td>用 務</td><td>●●に関する調査</td></tr><tr><td>日 程 及 び 行 き 先</td><td>令和●●年 5 月 3 0 日 ~ 令和●●年 5 月 3 1 日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市) 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会</td></tr><tr><td>支 出 内 訳</td><td>1 旅費 65, 1 2 0 円 (運賃等 1 JR : 尾鷲←→松阪 (特急) 6, 2 2 0 円) (運賃等 2 近鉄 : 松阪←→鶴橋 (特急) 5, 6 0 0 円) (運賃等 3 JR : 鶴橋←→高知 1 2, 0 4 0 円) (運賃等 4 とさでん路面電車 : 高知駅前←→県庁前 4 0 0 円) (運賃等 5 新幹線 : 新大阪←→岡山 (グリーン) 1 0. 5 6 0 円) (運賃等 6 JR 特急 : 岡山←→高知 (グリーン) 7, 4 4 0 円) (運賃等 7 駐車場代 8 0 0 円) (自家用車使用 2 3 円 × 2 0 k m = 4 6 0 円) (宿泊費 20, 0 0 0 円) (宿泊手当 1, 6 0 0 円) (加算額 1) 円) (加算額 2) 円) (加算額 3) 円) 2 付随する経費 3, 0 0 0 円 (参加費、資料代等) 円) (手土産代 1, 5 0 0 円 × 2 箇所 = 3, 0 0 0 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円) 領収書の添付が必要。 タクシー代は、「特 に必要とする 場合」の理由 を () 書きで 併せて記載す る。 領収書の添付が必要 領収書金額 2 万円 (朝食込) の場合 高知県宿泊費上限額 : 2 万 3 0 0 0 円 宿泊費 : 上限内のため満額 宿泊手当 : 朝食込のため 2, 4 0 0 × 2 / 3 土産代は、購入した議員がまとめ て記載する。 領収書の添付が必要。</td></tr></table>	旅 行 者 職 氏 名	三重県議会議員 ●● ●●	用 務	●●に関する調査	日 程 及 び 行 き 先	令和●●年 5 月 3 0 日 ~ 令和●●年 5 月 3 1 日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市) 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会	支 出 内 訳	1 旅費 65, 1 2 0 円 (運賃等 1 JR : 尾鷲←→松阪 (特急) 6, 2 2 0 円) (運賃等 2 近鉄 : 松阪←→鶴橋 (特急) 5, 6 0 0 円) (運賃等 3 JR : 鶴橋←→高知 1 2, 0 4 0 円) (運賃等 4 とさでん路面電車 : 高知駅前←→県庁前 4 0 0 円) (運賃等 5 新幹線 : 新大阪←→岡山 (グリーン) 1 0. 5 6 0 円) (運賃等 6 JR 特急 : 岡山←→高知 (グリーン) 7, 4 4 0 円) (運賃等 7 駐車場代 8 0 0 円) (自家用車使用 2 3 円 × 2 0 k m = 4 6 0 円) (宿泊費 20, 0 0 0 円) (宿泊手当 1, 6 0 0 円) (加算額 1) 円) (加算額 2) 円) (加算額 3) 円) 2 付随する経費 3, 0 0 0 円 (参加費、資料代等) 円) (手土産代 1, 5 0 0 円 × 2 箇所 = 3, 0 0 0 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円) 領収書の添付が必要。 タクシー代は、「特 に必要とする 場合」の理由 を () 書きで 併せて記載す る。 領収書の添付が必要 領収書金額 2 万円 (朝食込) の場合 高知県宿泊費上限額 : 2 万 3 0 0 0 円 宿泊費 : 上限内のため満額 宿泊手当 : 朝食込のため 2, 4 0 0 × 2 / 3 土産代は、購入した議員がまとめ て記載する。 領収書の添付が必要。	○宿泊地高知県の基準 額に基づき事例実費額 を修正 ○「駐車場代」を政務 雑費欄から運賃等欄へ 移動 ○「宿泊費」の定額支 給を前提とした「__円 ×__泊」の記載を削除。 ○「政務雑費」を削除。 ○「宿泊手当」が創設 されたため記載。 ○宿泊費の減算がなく なったため、「加減額」 を「加算額」に変更 ○吹き出しコメントを 修正
旅 行 者 職 氏 名	三重県議会議員 ●● ●●																		
用 務	環境森林税に関する調査																		
日 程 及 び 行 き 先	令和●●年 5 月 3 0 日 ~ 令和●●年 5 月 3 1 日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市) 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会																		
支 出 内 訳	1 旅費 57, 7 2 0 円 (運賃等 1 JR : 尾鷲←→松阪 (特急) 6, 2 2 0 円) (運賃等 2 近鉄 : 松阪←→鶴橋 (特急) 5, 6 0 0 円) (運賃等 3 JR : 鶴橋←→高知 1 2, 0 4 0 円) (運賃等 4 とさでん路面電車 : 高知駅前←→県庁前 4 0 0 円) (運賃等 5 新幹線 : 新大阪←→岡山 (グリーン) 1 0. 5 6 0 円) (運賃等 6 JR 特急 : 岡山←→高知 (グリーン) 7, 4 4 0 円) (自家用車使用 2 3 円 × 2 0 k m = 4 6 0 円) (宿泊費 1 4, 2 0 0 円 × 1 泊 = 1 4, 2 0 0 円) (政務雑費 駐車場代 8 0 0 円) (加減額 1) 円) (加減額 2) 円) (加減額 3) 円) 2 付随する経費 3, 0 0 0 円 (参加費、資料代等) 円) (手土産代 1, 5 0 0 円 × 2 箇所 = 3, 0 0 0 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円) 領収書の添付が必要。 タクシー代は、やむを得ず利用 した理由を () 書きで併せて 記載する。 土産代は、購入した議員がまとめ て記載する。 領収書の添付が必要。																		
旅 行 者 職 氏 名	三重県議会議員 ●● ●●																		
用 務	●●に関する調査																		
日 程 及 び 行 き 先	令和●●年 5 月 3 0 日 ~ 令和●●年 5 月 3 1 日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市) 町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会																		
支 出 内 訳	1 旅費 65, 1 2 0 円 (運賃等 1 JR : 尾鷲←→松阪 (特急) 6, 2 2 0 円) (運賃等 2 近鉄 : 松阪←→鶴橋 (特急) 5, 6 0 0 円) (運賃等 3 JR : 鶴橋←→高知 1 2, 0 4 0 円) (運賃等 4 とさでん路面電車 : 高知駅前←→県庁前 4 0 0 円) (運賃等 5 新幹線 : 新大阪←→岡山 (グリーン) 1 0. 5 6 0 円) (運賃等 6 JR 特急 : 岡山←→高知 (グリーン) 7, 4 4 0 円) (運賃等 7 駐車場代 8 0 0 円) (自家用車使用 2 3 円 × 2 0 k m = 4 6 0 円) (宿泊費 20, 0 0 0 円) (宿泊手当 1, 6 0 0 円) (加算額 1) 円) (加算額 2) 円) (加算額 3) 円) 2 付随する経費 3, 0 0 0 円 (参加費、資料代等) 円) (手土産代 1, 5 0 0 円 × 2 箇所 = 3, 0 0 0 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円) 領収書の添付が必要。 タクシー代は、「特 に必要とする 場合」の理由 を () 書きで 併せて記載す る。 領収書の添付が必要 領収書金額 2 万円 (朝食込) の場合 高知県宿泊費上限額 : 2 万 3 0 0 0 円 宿泊費 : 上限内のため満額 宿泊手当 : 朝食込のため 2, 4 0 0 × 2 / 3 土産代は、購入した議員がまとめ て記載する。 領収書の添付が必要。																		

頁	現行	修正案	備考																
P29	(記載例 2 : 会派分政務活動→議員 B 分) 第 1 0 号様式 (第 9 条第 1 項第 2 号関係) 旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 調査研究費) <table><tr><td>旅行者 職氏名</td><td>三重県議会議員 ●● ●●</td></tr><tr><td>用務</td><td>環境森林税に関する調査</td></tr><tr><td>日程 及び 行き先</td><td>令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市)・町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会</td></tr><tr><td>支出内訳</td><td>1 旅費 <u>50,240 円</u> (運賃等 1 近鉄：榑原温泉口↔鶴橋 (特急) 5,140円) (運賃等 2 JR：鶴橋↔高知 12,040円) (運賃等 3 とさでん路面電車：高知駅前↔県庁前 400円) (運賃等 4 新幹線：新大阪↔岡山 (グリーン) 10,560円) (運賃等 5 JR 特急：岡山↔高知 (グリーン) 7,440円) (運賃等 6 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 <u>14,200円</u> × 1泊 = 14,200円) (政務雑費 円) (加減額 1 円) (加減額 2 円) (加減額 3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)</td></tr></table>	旅行者 職氏名	三重県議会議員 ●● ●●	用務	環境森林税に関する調査	日程 及び 行き先	令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市)・町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会	支出内訳	1 旅費 <u>50,240 円</u> (運賃等 1 近鉄：榑原温泉口↔鶴橋 (特急) 5,140円) (運賃等 2 JR：鶴橋↔高知 12,040円) (運賃等 3 とさでん路面電車：高知駅前↔県庁前 400円) (運賃等 4 新幹線：新大阪↔岡山 (グリーン) 10,560円) (運賃等 5 JR 特急：岡山↔高知 (グリーン) 7,440円) (運賃等 6 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 <u>14,200円</u> × 1泊 = 14,200円) (政務雑費 円) (加減額 1 円) (加減額 2 円) (加減額 3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)	(記載例 2 : 会派分政務活動→議員 B 分) 第 1 0 号様式 (第 9 条第 1 項第 2 号関係) 旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 調査研究費) <table><tr><td>旅行者 職氏名</td><td>三重県議会議員 ●● ●●</td></tr><tr><td>用務</td><td>環境森林税に関する調査</td></tr><tr><td>日程 及び 行き先</td><td>令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市)・町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会</td></tr><tr><td>支出内訳</td><td>1 旅費 <u>57,440 円</u> (運賃等 1 近鉄：榑原温泉口↔鶴橋 (特急) 5,140円) (運賃等 2 JR：鶴橋↔高知 12,040円) (運賃等 3 とさでん路面電車：高知駅前↔県庁前 400円) (運賃等 4 新幹線：新大阪↔岡山 (グリーン) 10,560円) (運賃等 5 JR 特急：岡山↔高知 (グリーン) 7,440円) (運賃等 6 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 19,000円) (宿泊手当 2,400円) (加算額 1 領収書の添付が必要 領収書金額：2万円 (うち朝食1千円) 円) (加算額 2 の場合 円) (加算額 3 岡山泊 宿泊費上限額：2万1000円 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)</td></tr></table>	旅行者 職氏名	三重県議会議員 ●● ●●	用務	環境森林税に関する調査	日程 及び 行き先	令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市)・町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会	支出内訳	1 旅費 <u>57,440 円</u> (運賃等 1 近鉄：榑原温泉口↔鶴橋 (特急) 5,140円) (運賃等 2 JR：鶴橋↔高知 12,040円) (運賃等 3 とさでん路面電車：高知駅前↔県庁前 400円) (運賃等 4 新幹線：新大阪↔岡山 (グリーン) 10,560円) (運賃等 5 JR 特急：岡山↔高知 (グリーン) 7,440円) (運賃等 6 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 19,000円) (宿泊手当 2,400円) (加算額 1 領収書の添付が必要 領収書金額：2万円 (うち朝食1千円) 円) (加算額 2 の場合 円) (加算額 3 岡山泊 宿泊費上限額：2万1000円 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)	○宿泊地岡山県の基準額に基づき事例実費額を修正。 ○「政務雑費」を削除。 ○「宿泊手当」が創設されたため記載。 ○宿泊費の減算がなくなったため、「加減額」を「加算額」に変更 ○吹き出しコメントを修正
旅行者 職氏名	三重県議会議員 ●● ●●																		
用務	環境森林税に関する調査																		
日程 及び 行き先	令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市)・町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会																		
支出内訳	1 旅費 <u>50,240 円</u> (運賃等 1 近鉄：榑原温泉口↔鶴橋 (特急) 5,140円) (運賃等 2 JR：鶴橋↔高知 12,040円) (運賃等 3 とさでん路面電車：高知駅前↔県庁前 400円) (運賃等 4 新幹線：新大阪↔岡山 (グリーン) 10,560円) (運賃等 5 JR 特急：岡山↔高知 (グリーン) 7,440円) (運賃等 6 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 <u>14,200円</u> × 1泊 = 14,200円) (政務雑費 円) (加減額 1 円) (加減額 2 円) (加減額 3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)																		
旅行者 職氏名	三重県議会議員 ●● ●●																		
用務	環境森林税に関する調査																		
日程 及び 行き先	令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 高知・岡山 都・道・府 (県) (郡) 高知・岡山 (市)・町・村 (行き先の名称) 高知県議会及び岡山県議会																		
支出内訳	1 旅費 <u>57,440 円</u> (運賃等 1 近鉄：榑原温泉口↔鶴橋 (特急) 5,140円) (運賃等 2 JR：鶴橋↔高知 12,040円) (運賃等 3 とさでん路面電車：高知駅前↔県庁前 400円) (運賃等 4 新幹線：新大阪↔岡山 (グリーン) 10,560円) (運賃等 5 JR 特急：岡山↔高知 (グリーン) 7,440円) (運賃等 6 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 19,000円) (宿泊手当 2,400円) (加算額 1 領収書の添付が必要 領収書金額：2万円 (うち朝食1千円) 円) (加算額 2 の場合 円) (加算額 3 岡山泊 宿泊費上限額：2万1000円 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)																		

頁	現行	修正案	備考						
P32	(記載例 4) 第 1 0 号様式（第 9 条第 1 項第 2 号関係） 旅費等支出計算書（会派分、 議員分 ）（経費区分 調査研究費） <table><tr><td>旅行者氏名</td><td>三重県議会議員 ●● ●●</td></tr><tr><td>用務</td><td>観光振興調査（〇〇市の△△を中心とする観光資源を活用した□□イベントの視察及び主催者団体との意見交換）</td></tr><tr><td>日程及び行き先</td><td>令和●●年 7月10日 ～ 令和●●年 7月10日 三 重 都・道・府・ 県 （郡） 〇〇 市 町・村 (行き先の名称) △△</td></tr><tr><td>支出内訳</td><td> 1 旅費 （運賃等 1 （運賃等 2 （運賃等 3 （運賃等 4 （運賃等 5 （自家用車使用 （宿泊費 （<u>政務雑費</u> （<u>加減額</u> 1 （<u>加減額</u> 2 （<u>加減額</u> 3 2 付随する経費 （参加費、資料代等 （手土産代 （その他 1（内容 （その他 2（内容 （その他 3（内容 966 円 円 円 円 円 23円 × 42 k m = 966円 円 × 泊 = 円 <</td></tr></table>	旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●	用務	観光振興調査（〇〇市の△△を中心とする観光資源を活用した□□イベントの視察及び主催者団体との意見交換）	日程及び行き先	令和●●年 7月10日 ～ 令和●●年 7月10日 三 重 都・道・府・ 県 （郡） 〇〇 市 町・村 (行き先の名称) △△	支出内訳	1 旅費 （運賃等 1 （運賃等 2 （運賃等 3 （運賃等 4 （運賃等 5 （自家用車使用 （宿泊費 （<u>政務雑費</u> （<u>加減額</u> 1 （<u>加減額</u> 2 （<u>加減額</u> 3 2 付随する経費 （参加費、資料代等 （手土産代 （その他 1（内容 （その他 2（内容 （その他 3（内容 966 円 円 円 円 円 23円 × 42 k m = 966円 円 × 泊 = 円 <
旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●								
用務	観光振興調査（〇〇市の△△を中心とする観光資源を活用した□□イベントの視察及び主催者団体との意見交換）								
日程及び行き先	令和●●年 7月10日 ～ 令和●●年 7月10日 三 重 都・道・府・ 県 （郡） 〇〇 市 町・村 (行き先の名称) △△								
支出内訳	1 旅費 （運賃等 1 （運賃等 2 （運賃等 3 （運賃等 4 （運賃等 5 （自家用車使用 （宿泊費 （<u>政務雑費</u> （<u>加減額</u> 1 （<u>加減額</u> 2 （<u>加減額</u> 3 2 付随する経費 （参加費、資料代等 （手土産代 （その他 1（内容 （その他 2（内容 （その他 3（内容 966 円 円 円 円 円 23円 × 42 k m = 966円 円 × 泊 = 円 <								

頁	現行	修正案	備考
P33	想定事例 3 ① 研修費（研修会参加（参加費有、宿泊施設指定）の事例） ア 用 務：東海４県議会産業振興対策研修会 イ 日 程：令和●●年５月３０日（水）１３時～３１日（木）１２時 ウ 研修会内容：３０日 全体会及び基調講演 ３１日 テーマ別分科会及び分科会発表 エ 場 所：四日市〇〇ホテル オ 参 加 費：１０，０００円 カ 種 別：議員分 研修費 キ 議員住所地：志摩市（鵜方駅まで片道１０ｋｍ） ク そ の 他：主催者側から宿泊施設が指定されている（１８，０００円） ② 想定事例３で整理すべきもの ア 旅費等支出計算書 イ アに添付する証拠書類等 （ア）参加費の領収書の写し （イ）宿泊先指定を証明する書類（研修会案内文書等の写し） （ウ）宿泊費の領収書の写し（※<u>通常、宿泊証明書の添付で足りるが、</u>宿泊先指定の加算額を請求するため必要となる） ③ 想定事例３の旅費等支出計算書の記載例 ３４頁（記載例５）に記載	想定事例 3 ① 研修費（研修会参加（参加費有、宿泊施設指定）の事例） ア 用 務：東海４県議会産業振興対策研修会 イ 日 程：令和●●年５月３０日（水）１３時～３１日（木）１２時 ウ 研修会内容：３０日 全体会及び基調講演 ３１日 テーマ別分科会及び分科会発表 エ 場 所：四日市〇〇ホテル オ 参 加 費：１０，０００円 カ 種 別：議員分 研修費 キ 議員住所地：志摩市（鵜方駅まで片道１０ｋｍ） ク そ の 他：主催者側から宿泊施設が指定されている（<u>素泊まり３０，０００円</u>） ② 想定事例３で整理すべきもの ア 旅費等支出計算書 イ アに添付する証拠書類等 （ア）参加費の領収書の写し （イ）宿泊先指定を証明する書類（研修会案内文書等の写し） （ウ）宿泊費の領収書の写し（※<u>通常、宿泊証明書の添付で足りるが、 及び</u>宿泊先指定の加算額を請求するため必要となる） ③ 想定事例３の旅費等支出計算書の記載例 ３４頁（記載例５）に記載	○宿泊費加算の事例金額を修正。宿泊手当算出のため、素泊まり料金の確認が必要。 ○宿泊費は領収書に基づく上限付き実費支給となるため、「宿泊を伴う場合の証明書類」の記述は削除し、修正

頁	現行	修正案	備考																
P34	(記載例 5) 第 1 0 号様式 (第 9 条第 1 項第 2 号関係) 旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 研修費) <table><tr><td>旅行者氏名</td><td>三重県議会議員 ●● ●●</td></tr><tr><td>用務</td><td>東海4県議会産業振興対策研修会</td></tr><tr><td>日程及び行き先</td><td>令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 三 重 都・道・府(県) (郡) 四日市(市)・町・村 (行き先の名称) 四日市〇〇ホテル</td></tr><tr><td>支出内訳</td><td> 1 旅費 <u>24, 100 円</u> (運賃等 1 近鉄：鶴方↔四日市 (特急) 5, 500円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 <u>14, 200円</u> × 1泊 =14, 200円) (政務雑費 円) (加減額 1 宿泊費 (主催者側からの指定) <u>3, 800円</u>) (加減額 2 円) (加減額 3 円) 2 付随する経費 <u>10, 000 円</u> (参加費、資料代等 10, 000円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円) </td></tr></table> 加算の内容と理由を記載する。この場合、研修案内等の写しと宿泊の領収書の写しを添付する。 参加費の領収書の添付が必要。ただし、会食を伴う懇談会等の参加負担金は、計上できません。	旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●	用務	東海4県議会産業振興対策研修会	日程及び行き先	令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 三 重 都・道・府(県) (郡) 四日市(市)・町・村 (行き先の名称) 四日市〇〇ホテル	支出内訳	1 旅費 <u>24, 100 円</u> (運賃等 1 近鉄：鶴方↔四日市 (特急) 5, 500円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 <u>14, 200円</u> × 1泊 =14, 200円) (政務雑費 円) (加減額 1 宿泊費 (主催者側からの指定) <u>3, 800円</u>) (加減額 2 円) (加減額 3 円) 2 付随する経費 <u>10, 000 円</u> (参加費、資料代等 10, 000円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)	(記載例 5) 第 1 0 号様式 (第 9 条第 1 項第 2 号関係) 旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 研修費) <table><tr><td>旅行者氏名</td><td>三重県議会議員 ●● ●●</td></tr><tr><td>用務</td><td>東海4県議会産業振興対策研修会</td></tr><tr><td>日程及び行き先</td><td>令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 三 重 都・道・府(県) (郡) 四日市(市)区・町・村 (行き先の名称) 四日市〇〇ホテル</td></tr><tr><td>支出内訳</td><td> 1 旅費 <u>38, 360 円</u> (運賃等 1 近鉄：鶴方↔四日市 (特急) 5, 500円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 <u>19, 000円</u>) (宿泊手当 <u>2, 400円</u>) (加算額 1 宿泊費 (主催者側からの指定) <u>11, 000円</u>) (加算額 2 円) (加算額 3 円) 2 付随する経費 <u>10, 000 円</u> (参加費、資料代等 10, 000円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円) </td></tr></table> 加算の内容と理由を記載する。この場合、研修案内等の写しと宿泊の領収書の写しを添付する。 参加費の領収書の添付が必要。ただし、会食を伴う懇談会等の参加負担金は、計上できません。	旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●	用務	東海4県議会産業振興対策研修会	日程及び行き先	令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 三 重 都・道・府(県) (郡) 四日市(市)区・町・村 (行き先の名称) 四日市〇〇ホテル	支出内訳	1 旅費 <u>38, 360 円</u> (運賃等 1 近鉄：鶴方↔四日市 (特急) 5, 500円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 <u>19, 000円</u>) (宿泊手当 <u>2, 400円</u>) (加算額 1 宿泊費 (主催者側からの指定) <u>11, 000円</u>) (加算額 2 円) (加算額 3 円) 2 付随する経費 <u>10, 000 円</u> (参加費、資料代等 10, 000円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)	○宿泊地三重県の基準額に基づき事例実費額を修正 ○「政務雑費」を削除。 ○「宿泊手当」が創設されたため記載。 ○宿泊費の減算がなくなったため、「加減額」を「加算額」に変更
旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●																		
用務	東海4県議会産業振興対策研修会																		
日程及び行き先	令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 三 重 都・道・府(県) (郡) 四日市(市)・町・村 (行き先の名称) 四日市〇〇ホテル																		
支出内訳	1 旅費 <u>24, 100 円</u> (運賃等 1 近鉄：鶴方↔四日市 (特急) 5, 500円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 <u>14, 200円</u> × 1泊 =14, 200円) (政務雑費 円) (加減額 1 宿泊費 (主催者側からの指定) <u>3, 800円</u>) (加減額 2 円) (加減額 3 円) 2 付随する経費 <u>10, 000 円</u> (参加費、資料代等 10, 000円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)																		
旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●																		
用務	東海4県議会産業振興対策研修会																		
日程及び行き先	令和●●年 5月30日 ~ 令和●●年 5月31日 三 重 都・道・府(県) (郡) 四日市(市)区・町・村 (行き先の名称) 四日市〇〇ホテル																		
支出内訳	1 旅費 <u>38, 360 円</u> (運賃等 1 近鉄：鶴方↔四日市 (特急) 5, 500円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 20 k m = 460円) (宿泊費 <u>19, 000円</u>) (宿泊手当 <u>2, 400円</u>) (加算額 1 宿泊費 (主催者側からの指定) <u>11, 000円</u>) (加算額 2 円) (加算額 3 円) 2 付随する経費 <u>10, 000 円</u> (参加費、資料代等 10, 000円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1 (内容) 円) (その他 2 (内容) 円) (その他 3 (内容) 円)																		

頁	現行	修正案	備考																
P36	(記載例 6) 第 1 0 号様式（第 9 条第 1 項第 2 号関係） 旅費等支出計算書（会派分、議員分）（経費区分 会議費） <table><tr><td>旅行者氏名</td><td>三重県議会議員 ●● ●●</td></tr><tr><td>用務</td><td>県道〇〇線開通式</td></tr><tr><td>日程及び行き先</td><td>令和●●年 3月10日 ～ 令和●●年 3月10日 三 重 都・道・府・県（郡） 鈴鹿（市）町・村 (行き先の名称) 県道〇〇線△△橋（〇〇町）</td></tr><tr><td>支出内訳</td><td>1 旅費 966 円 (運賃等 1 円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 42 k m = 966円) (宿泊費 円 × 泊 = 円) (政務雑費 円) (加減額 1 円) (加減額 2 円) (加減額 3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1（内容 ） 円) (その他 2（内容 ） 円) (その他 3（内容 ） 円)</td></tr></table>	旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●	用務	県道〇〇線開通式	日程及び行き先	令和●●年 3月10日 ～ 令和●●年 3月10日 三 重 都・道・府・県（郡） 鈴鹿（市）町・村 (行き先の名称) 県道〇〇線△△橋（〇〇町）	支出内訳	1 旅費 966 円 (運賃等 1 円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 42 k m = 966円) (宿泊費 円 × 泊 = 円) (政務雑費 円) (加減額 1 円) (加減額 2 円) (加減額 3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1（内容 ） 円) (その他 2（内容 ） 円) (その他 3（内容 ） 円)	(記載例 6) 第 1 0 号様式（第 9 条第 1 項第 2 号関係） 旅費等支出計算書（会派分、議員分）（経費区分 会議費） <table><tr><td>旅行者氏名</td><td>三重県議会議員 ●● ●●</td></tr><tr><td>用務</td><td>県道〇〇線開通式</td></tr><tr><td>日程及び行き先</td><td>令和●●年 3月10日 ～ 令和●●年 3月10日 三 重 都・道・府・県（郡） 鈴鹿（市）区・町・村 (行き先の名称) 県道〇〇線△△橋（〇〇町）</td></tr><tr><td>支出内訳</td><td>1 旅費 966 円 (運賃等 1 円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 42 k m = 966円) (宿泊費 円) (宿泊手当 円) (加算額 1 円) (加算額 2 円) (加算額 3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1（内容 ） 円) (その他 2（内容 ） 円) (その他 3（内容 ） 円)</td></tr></table>	旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●	用務	県道〇〇線開通式	日程及び行き先	令和●●年 3月10日 ～ 令和●●年 3月10日 三 重 都・道・府・県（郡） 鈴鹿（市）区・町・村 (行き先の名称) 県道〇〇線△△橋（〇〇町）	支出内訳	1 旅費 966 円 (運賃等 1 円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 42 k m = 966円) (宿泊費 円) (宿泊手当 円) (加算額 1 円) (加算額 2 円) (加算額 3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1（内容 ） 円) (その他 2（内容 ） 円) (その他 3（内容 ） 円)	○「政務雑費」を削除。 ○「宿泊手当」が創設されたため記載。 ○宿泊費の減算がなくなったため、「加減額」を「加算額」に変更
旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●																		
用務	県道〇〇線開通式																		
日程及び行き先	令和●●年 3月10日 ～ 令和●●年 3月10日 三 重 都・道・府・県（郡） 鈴鹿（市）町・村 (行き先の名称) 県道〇〇線△△橋（〇〇町）																		
支出内訳	1 旅費 966 円 (運賃等 1 円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 42 k m = 966円) (宿泊費 円 × 泊 = 円) (政務雑費 円) (加減額 1 円) (加減額 2 円) (加減額 3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1（内容 ） 円) (その他 2（内容 ） 円) (その他 3（内容 ） 円)																		
旅行者氏名	三重県議会議員 ●● ●●																		
用務	県道〇〇線開通式																		
日程及び行き先	令和●●年 3月10日 ～ 令和●●年 3月10日 三 重 都・道・府・県（郡） 鈴鹿（市）区・町・村 (行き先の名称) 県道〇〇線△△橋（〇〇町）																		
支出内訳	1 旅費 966 円 (運賃等 1 円) (運賃等 2 円) (運賃等 3 円) (運賃等 4 円) (運賃等 5 円) (自家用車使用 23円 × 42 k m = 966円) (宿泊費 円) (宿泊手当 円) (加算額 1 円) (加算額 2 円) (加算額 3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) (手土産代 円 × 箇所 = 円) (その他 1（内容 ） 円) (その他 2（内容 ） 円) (その他 3（内容 ） 円)																		

		給表												俸給表
十級		八級	十級	十一級	十級			五級		六級	五級			四級
九級		七級	九級	十級	九級	七級					四級	八級		三級
八級		六級	八級	九級	八級			四級		五級				二級
七級		五級	七級	八級	七級	六級					三級	七級	七級	六級
六級		四級	六級	七級	六級					四級		六級	六級	五級
五級		三級	五級	六級	五級	五級		三級	三級	三級		五級	五級	四級
四級	五級		四級	五級	四級	四級	六級	二級	二級		二級			
三級	四級	二級	三級	四級	三級	三級	五級	一級	一級	二級	一級	四級	四級	三級
												三級	三級	二級
二級	三級	一級	二級	三級	二級	二級	四級			一級		二級	二級	
				二級			三級							
一級	二級	一級	一級		一級	一級	二級					一級	一級	一級
	一級						一級							

三 任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者及び特別職給与法第一条第四十四号に掲げる者の行政職俸給表(一)の各級に相当する職務の級

行政職俸給表(一)	任期付研究員法第三条第一項第一号	任期付研究員法第三条第一項第二号	特別職給与法第一条第四十四号
十級			
九級	六号俸		十二号俸 十一号俸 十号俸 九号俸
八級	五号俸		
七級	四号俸		八号俸 七号俸 六号俸 五号俸
六級	三号俸		四号俸 三号俸
五級	二号俸		
四級	一号俸		二号俸
三級		三号俸 二号俸 一号俸	一号俸
二級			
一級			

別表第二 宿泊費基準額(第十三条関係)

一 本邦

区分	宿泊費基準額(一夜につき)		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
北海道	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
青森県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岩手県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
宮城県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
秋田県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
山形県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
福島県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
茨城県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
栃木県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
群馬県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
埼玉県	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
千葉県	三六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
東京都	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

神奈川県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
新潟県	三四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
富山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
石川県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
福井県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
山梨県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
長野県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
岐阜県	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
静岡県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
愛知県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
三重県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
滋賀県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
京都府	四〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
大阪府	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
兵庫県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
奈良県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
和歌山県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
鳥取県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
島根県	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円
岡山県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
広島県	二七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
山口県	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	八、〇〇〇円
徳島県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
香川県	三二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
愛媛県	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
高知県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
福岡県	三八、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
佐賀県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
長崎県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
熊本県	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
大分県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
宮崎県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
鹿児島県	二五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
沖縄県	二三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

二 外国

区分			宿泊費基準額（一夜につき）		
地域	国名	地名	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が十級以下の者
アジア	インド	ニューデリー	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		コルカタ	一六、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
		チェンナイ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		ベンガルール	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
		ムンバイ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
		その他の地	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
	インドネシア	ジャカルタ	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
		スラバヤ	一九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
		デンパサール	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		メダン	一三、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円
		その他の地	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
	カンボジア	プノンペン	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
		その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	シンガポール	シンガポール	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
		その他の地	五四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三四、〇〇〇円
	スリランカ	コロombo	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
		その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	タイ	バンコク	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
		チェンマイ	二二、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
		その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
	大韓民国	ソウル	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
		済州	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
		釜山	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	中華人民共和国	北京	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
		広州	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
スーダン	ハルツーム	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
セーシェル	ビクトリア	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
セネガル	ダカール	六四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
	その他の地	六二、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
タンザニア	ダルエスサラーム	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
チュニジア	チュニス	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
ナイジェリア	アブジャ	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
	その他の地	五〇、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
ナミビア	ウィントフック	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
	その他の地	二七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
ベナン	コトヌ	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
	その他の地	四三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円
ボツワナ	ハボローネ	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
	その他の地	三七、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円
マダガスカル	アンタナナリボ	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
	その他の地	三八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
マラウイ	リロングウェ	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
マリ	バマコ	六六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円
	その他の地	六六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円
南アフリカ共和国	プレトリア	二六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
	その他の地	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
南スーダン	ジュバ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
モーリシャス	ポートルイス	六一、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
	その他の地	四二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
モーリタニア	ヌアクショット	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	その他の地	三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
モザンビーク	マプト	二九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
モロッコ	ラバト	三二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
	その他の地	三〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
リビア	トリポリ	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	その他の地	三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
ルワンダ	キガリ	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
	その他の地	四六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
その他の国		三五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
その他の地域		三四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円

別表第三 宿泊手当（第十四条関係）

一 本邦

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	二、四〇〇円

二 外国

区分	国名	宿泊手当（一夜につき）
アジア	インド	四、八〇〇円
	インドネシア	四、五〇〇円
	カンボジア	五、四〇〇円
	シンガポール	五、四〇〇円
	スリランカ	五、四〇〇円
	タイ	五、四〇〇円
	大韓民国	五、四〇〇円
	中華人民共和国	五、一〇〇円
	ネパール	五、一〇〇円
	パキスタン	五、四〇〇円
	バングラデシュ	五、四〇〇円

政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議

「意見報告シート」

(会派名) _____

意	見
《現状肯定の意見》 ・ ・ ・	
《見直しの意見》 ・ ・ ・	

※3月31日（火）までに、事務局（総務課）に提出をお願いします。